

笠置町監査委員告示第1号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和6年2月21日

笠置町監査委員 仲北 悦雄

同 坂本 英人

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項に規定する定期監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

記

1. 監査を実施した日時等

日	時	令和5年11月29日(水)
		午前9時8分から午後0時5分まで
場	所	笠置町役場2階 議員控室
欠	席	者 なし
監	査	対 象 1 地域包括支援センター等が所管する事項について
収	受	資 料 等 なし

2. 監査内容

地域包括支援センター等が所管するおたっしゃくらぶ及び貸館事業等についての概要説明、収受した金銭の保管方法について内容を聴取するとともに、出納証書類、関係書類等において適正に処理されているのかを確認をするため本監査を実施した。

3. 監査等結果

本監査において意見した主な内容等について、以下のとおり記す。

【地域包括支援センター等が実施する事項について】

(1) おたっしゃくらぶに係る金銭收受について

おたっしゃくらぶは身体機能低下予防、認知機能低下予防、閉じこもり予防を目的に月4回実施されており、参加料と送迎代についてはその都度集金袋を用いて領収して、つむぎてらす事務所内の金庫で保管したのち、翌月に一カ月分をまとめて調定伝票を作成して入金処理していると伺っている。

定期的な出納がないのであれば、收受した金銭をつむぎてらす事務所内の金庫で一カ月保管しておく必要性はない。過去には他部署において公金紛失の事案も発生しており、その都度入金処理をすることが適切な金銭管理であることから、事務的・金額的な面もあるが、金銭取り扱いについて今一度検討をされたい。仮に金庫で保管するのであれば金銭出納員を任命した上で金銭出納帳を作成して厳格に金銭管理をされたい。

また、昼食代の領収書について利用者と職員分を合算されているが、誤解を招くことになりかねないので別々に発行した上で管理されたい。

(2) おたっしゃくらぶに係る広報について

コロナ禍以前は各戸配布等でおたっしゃくらぶの広報をしていたが、現在は直接的な声掛けに留まっていることから、今後はコロナ禍以前のように広報を再開したいと伺っている。

笠置町は高齢化率が50%を超えており、当然ながら介護予防に注力する必要がある。知っている人は知っている事業となってしまう、参加者が特定の方に偏重することが懸念されることから、広報の手法を改めて検討されるとともに事業が広く浸透するよう努められたい。

また、本事業が笠置町の高齢者に還元されて、元気で生き活きと生活してもらうための経費であることを認識の上、費用対効果を改めて整理されたい。

(3) 貸館事業に係る利用申請書等について

つむぎてらす利用に係る利用申請書について報告の起案を地域包括支援センターから保健福祉課長宛てに回付していると伺っているが、そもそも施設利用に係る許可を得るための起案が存在していない。この点については早急に改善されたい。

なお、利用申請に伴う施設利用料の積算内訳が一見して分からないことから適宜工夫をされたい。

(4) 施設の維持管理について

つむぎてらすが開設されてから5年が経過しているが、現時点において維持管理計画は作成していないと伺っている。しかし、施設の経年劣化は確実に生じることから、行政として少なくとも10年先を見越した維持管理計画を保有しておくべきであり、それが今後の修繕等に係る予算計上の根拠となることから早急に検討をされたい。

(5) 介護保険料過少徴収・過大還付について報道されたが、笠置町において該当はあったか。

これは普通徴収及び特別徴収の始期に係るシステム設定誤りによる事例であり、介護保険法が改正された平成27年以降で遡及賦課を考慮した上での該当期間である平成29年度から令和3年度の保険料について該当案件の有無について調査をしていると伺っている。

最近では監査委員研修においてもDX化に伴う監査が再三取り上げられており、容易なことではないと理解しているが、システムを疑うという意識が求められているところである。

なお、本件については定期監査終了後に保健福祉課長より該当案件がなかった旨の報告を受けていることを申し添える。